

## 加西市小規模事業者持続化事業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の原動力となる小規模事業者の活性化を図ることを目的とし、市内に事業所を有する小規模事業者（以下「事業者」という。）の地道な販路開拓、環境の変化に対応した新たな事業の創造を通じて経営力の強化及び事業の再構築を行う取組を支援するため、事業者の持続的経営に向けた経営計画に基づき、それに要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、以下の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表第1に掲げるもののうち、補助対象となりうる事業者に該当するもの

(2) 市内に主たる事業所を有するもの

(3) 補助金の交付の申請日において、次のいずれかに該当するもの

ア 常時雇用の従業員が5人以下の卸売業及び小売業

イ 常時雇用の従業員が5人以下のサービス業（宿泊業・娯楽業を除く。）

ウ 常時雇用の従業員が20人以下のサービス業（宿泊業・娯楽業に限る。）

エ 常時雇用の従業員が20人以下の製造業その他

(4) 市税等を滞納していないこと

(5) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと

(6) 商工会議所、商店街組合等の商工団体の会員であること

(7) 限度額の補助金の交付を受けた者のうち受領後5年を経過していること

2 前項に掲げるもののほか、別表第2の第1欄に掲げる通常枠に申請する場合は、直近1か年において国の小規模事業者持続化補助金に申請し、その結果が不採択であること。ただし、災害等による対応など緊急性があると認められる場合は、この限りではない。

### (補助対象事業)

第4条 当該年度において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第2の第1欄に掲げるいずれかの事業であって加西商工会議所の支援により作成した経営計画に基づいた取組で市長が認定したものとする。

2 前項に掲げるもののほか、補助金の交付を受けようとする経費に対して、国から他の補助金、その他相当の反対給付を求められることのない給付金の交付又は経費の負

担を受けておらず、今後も受ける予定がないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3に掲げるもののうち、次の各号のいずれの要件にも該当するもので、市長が適当と認めたものについて交付するものとする。この場合において、補助対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること
- (2) 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費であること
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費であること

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に別表第2の第2欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(実施期間)

第7条 補助対象事業の実施期間は、交付決定日からその日の属する年度の3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経営計画書（様式第2号）
- (2) 市税等に滞納がないことを証明する書類
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 加西市小規模事業者持続化事業支援補助金に係る事業計画等確認書（様式第3号）
- (5) 国の小規模事業者持続化補助金に係る申請書類の写し及びその不採択となった通知等の写し（別表第2の第1欄に掲げる通常枠の場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認め補助金の交付の決定をしたときは、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当とし不交付の決定をしたときは、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により速やかに補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更申請等)

第10条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定による承認を受けようとするときは、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金変更交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知する

ものとする。

3 補助事業者は、規則第6条第1項第2号の規定による承認を受けようとするときは、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の中止（廃止）を決定し、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は1か月を経過した日が4月10日を経過する場合においては4月10日のいずれか早い日までに、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 契約書の写し
- （2） 領収証の写し
- （3） 完成写真
- （4） 許認可を受けた場合は検査済み証書等の写し
- （5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、規則第10条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに加西市小規模事業者持続化事業支援補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 規則第11条第2項の規定による請求は、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金請求書（様式第12号）により行うものとする。

（概算払）

第14条 補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定により、概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金概算払請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、規則第13条の規定により補助事業者が同条の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して加西市小規模事業者持続化事業支援補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市小規模事業者持続化事業支援補助金返還命令通知書（様式第15号）により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

| 補助対象となりうる者   | 補助対象にならない者  |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）</li><li>・個人事業主（商工業者であること）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・医師、歯科医師、助産師</li><li>・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）</li><li>・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）</li><li>・一般社団法人、公益社団法人</li><li>・一般財団法人、公益財団法人</li><li>・医療法人</li><li>・宗教法人</li><li>・NPO法人</li><li>・学校法人</li><li>・農事組合法人</li><li>・社会福祉法人</li><li>・申請時点で開業届を出していない創業予定者</li><li>・任意団体 等</li></ul> |

別表第2（第4条、第6条関係）

| 1 補助対象事業                                      | 2 補助率                       |
|---|-----------------------------|
| （通常枠）<br>創意工夫を凝らした販路開拓等につながる取組                | 補助対象経費の1/2以内<br>（交付上限額50万円） |
| （事業再構築枠）<br>環境の変化に対応した新たな事業の創造による事業再構築につながる取組 | 補助対象経費の2/3以内<br>（交付上限額50万円） |

別表第3（第5条関係）

| 補助対象経費の区分  |
|--|
| ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④開発費、⑤資料購入費、⑥雑役務費、⑦借料、⑧専門家謝金、⑨設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、⑩委託費、⑪外注費 |